

# 確定申告の準備をお願いします

## 村上地区申告受け付け

と き	と ころ	時 間	内 容 ※2
2月6日(火)～15日(木) (事前申告) ※1	市役所(本庁) 4階 大会議室	午前9時～11時30分 午後1時～4時	事前申告の期間は主に還付や医療費控除、年末調整が済んでない人などの申告を受付けます。
2月16日(金) ～3月15日(木) (確定申告)			確定申告期間は納付の方の申告を受付けます。(営業、農業、不動産の申告がある場合はなるべくこの期間中に来庁してください)
2月14日(水)～15日(木) (事前申告)	岩船連絡所	午前9時～11時30分 午後1時～4時	市・県民税申告および確定申告 (主に還付)
3月6日(火)			市・県民税申告および確定申告
2月21日(水)	上海府連絡所	午前9時～11時30分 午後1時～4時	市・県民税申告および確定申告
3月7日(水)			

※1 2月6日(火)～8日(木)の間は、確定申告を税理士・税務署職員が、市・県民税の申告を市職員が受け付けます

※2 市から案内文書が届いた人は、できるだけ指定日に来庁をお願いします

詳細は市報むらかみ2月1日号に挟み込まれるお知らせチラシ(村上地区版)をご覧ください。

- ・申告期間中は市役所(本庁)の駐車場が大変混雑します。公共交通機関や相乗りで来庁されますようご協力をお願いします。

### ○申告が必要な人

#### ①市・県民税申告または所得税の確定申告が必要な人

- ・営業、農業、不動産などの所得がある人。田畑を貸して米や現金をもらっている人
- ・給与または年金の源泉徴収票の内容に変更がある人および控除を追加する人
- ・給与の年末調整を受けていない人
- ・給与、年金のほかに所得がある人(内職、外交員など)

#### ②収入がないまたは収入が遺族年金などの非課税収入のみでも、市・県民税申告が必要な人

- ・住宅に関する控除、子ども、扶養の目的で学校などへ所得課税証明書の提出が必要な人
- ・国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料の算定に必要な人
- ・各種免除・各種助成を申請する人、各種福祉サービスの利用者や各種年金を受給している人または申請を予定している人

### ○市役所(本庁・各支所・各連絡所)で申告する場合の注意事項

- ・青色申告の人、分離課税申告の人(土地や家屋などの譲渡、株式の売買)、先物取引、本年初めて住宅ローン控除を申請する人は税務署で申告をしてください。市役所本庁・各支所・各連絡所では受け付けできません。
- ・収支内訳書(農業、営業、不動産)の作成は必ず事前に行い、源泉徴収票、各種証明書と併せて、当日持参してください。
- ・各種集計された資料がない場合、会場で作成していただき、再度お待ちいただきますのでご了承ください。(場合によっては、控除対象から除外させていただく場合もあります。)

●問い合わせ 税務課市民税係 ☎53-2111(内線221、222)